

市谷議員 再要望項目一覧

令和6年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(精神障がい者関連)</p> <p>①「精神障害者家族会」から、「親なき後」、どのように暮らしていけるのかと、大変心配する声が上がっている。「精神障害者家族会」の要望に対し県は、「長期入院者については、西部圏域でモデル事業を行い、コーディネーターやピアサポーターを配置し、グループホームや一人暮らしへの移行が進んでおり、全県展開していく」、「地域生活者については、全市町村に設置された地域生活支援拠点が面的支援をしている」、「知的障がい者の手をつなぐ育成会が作成した安心サポートファイルを他の障がい者団体にも普及する」、「医療は精神科救急体制が整備されている」と、回答している。しかし、これらは従来から繰り返されてきた回答で、対策は遅々として進んでいないというのが、当事者家族の実感である。当事者家族から、「どこに相談していかかわからない」、「市役所に相談しても、親がみれるのだから支援はできないと言われた」、「対応に耐え切れず親が離婚する」といった相談が出ており、更に踏み込んだ対策を早急に進める必要がある。「親なき後」も、人間らしく暮らしていけるよう、西部、中部、東部の全圏域で、「親・本人の相談」、「一人暮らし」、「社会参加」、「就労」、「医療」等、全方位の支援体制を確立し、当事者、そして県下に周知すること。</p>	<p>本県では「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」体制整備推進を目指し、令和2年度から4年度まで、既存事業（精神障がい者地域移行・地域定着支援事業）において西部圏域限定のモデル事業として「多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業（以下、「多職種・多機関連携事業」という。）」に取り組んできた。多職種・多機関連携事業では、病院及びグループホームに配置されたコーディネーターが、支援に関わる人々を広く繋いだ上で、支援対象者ごとの課題等について情報共有し、意見交換を行いながら支援に当たってきた。また、ピアサポーターを配置し、入院中の相談対応から退院後の個別訪問まで、当事者目線で寄り添った支援を実施した。その結果、3か年度で、長期入院患者を含む計10名に対して支援を行い、うち4名が病院からグループホームへの生活に移行し、うち2名がグループホームから一人暮らしに移行した。また、その他の方についても、退院又は地域生活移行へ向けた検討・調整が進められている。</p> <p>今後は、この取組を全県展開し、各圏域において個々のニーズや地域課題を共有したうえで重層的な連携による地域移行支援を推進していく。</p> <p>また、市町村では、障害者総合支援法の規定に基づき、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能をもつ地域生活支援拠点を設置する責務を負っており、令和5年8月28日現在、県内全市町村で地域生活支援拠点を設置済みであり、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備を行っているところである。</p> <p>また、県では、障がい者やその保護者の高齢化が年々進んでいる状況にある中、主として知的障がい（児）者の「親亡き後」の不安や悩みを少しでも取り除くツールとして、「安心サポートファイル」を作成し、手をつなぐ育成会会員を中心に普及してきた。今後は、他の障がい者団体や特別支援学校等へさらに普及促進する予定である。</p> <p>これら県の精神障がい関係事業全体の予算は近年増額を続けており、上記の他にも市町村等における各種相談事業等や、障害者総合支援法等に基づく様々な相談・福祉・医療サービス等があることから、相談支援専門員等にご相談いただきながら、それらを個々のニーズに沿った形で適切に組み合わせたいと考えている。</p>
<p>②ピアサポーターの配置・活用は、きちんと雇用して、働く場の保障の一つとすること。</p>	<p>ピアサポーターを雇用する事業所については令和3年度より障害福祉サービス報酬における加算対象とされているところであり、今後も様々な機会をとらえて事業所に周知していく。</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>③精神障がいのある方は、安定して働き続けることが困難で、低所得となる方が多い。経済的自立のためにも、医療費負担の軽減が必要である。しかし、県の特別医療費助成の対象は、精神保健福祉手帳1級保持者だけである。「医療機関にかかる頻度が多いことを考慮して」とのことであるが、精神の場合は、2級でも、3級でも、医療頻度は高く、抗うつ薬の副作用で、別の疾病の治療が必要となる場合も少なくない。県特別医療費助成の対象を拡大すること。県が言う「制度のあり方を引き続き検討」するためにも、精神障がい者の医療費負担と、それが与える経済的負担について、実態調査をすること。</p>	<p>障害者総合支援法等において、地域の障がい者に対する障がい福祉の実施主体は一義的には市町村となっており、その上で、県は特に重点的に支援する必要があることについて、市町村支援等を行っている。</p> <p>障がい者に対する特別医療費助成については、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者をはじめとした重度の障がいがある方について、医療機関にかかる頻度が多いことなどを考慮すると重点的に支援する必要があるため、県と市町村が協働して支援を行っている。</p> <p>また、精神疾患の治療については、上記の特別医療費助成に加え、手帳の等級に関わらず、受給者証の交付を受けた精神疾患通院者に対する医療費軽減を行う自立支援医療制度（精神通院医療）や、各市町村において独自に実施している医療費助成制度による支援もあることから、県の特別医療費助成制度の対象を広げることについては、現在のところ考えていないが、制度の在り方について引き続き検討していく。なお、実態調査については、まずは実情等をよく把握されている当事者支援団体から具体的情報等をいただけないかという旨、当該団体と話をしたところである。</p>
<p>④精神障がい者の場合、精神保健福祉手帳でも、自立支援医療でも、自動車運転免許証でも、医師の診断書の提出が求められる。精神障がいの場合、他の障がいと違い、症状や状態が固定的ではないため、一定期間ごとに状態の確認が必要だからとのことだが、そのたびに提出が求められる医師の診断書の費用負担は大変重い。負担軽減のため何らかの方策を講じること。</p>	<p>精神障がいについては、身体障がい等と異なり、症状や状態が固定的ではなく、その方の心身状態等により変化する側面もあることから、一定期間ごとに状態を確認する必要がある、この状態確認に当たっては、専門家である医師の診断書が必要である。</p> <p>診断書の費用は、医療機関が定めるものであり、障がい者に限らず、低所得者、高齢者など、診断書を取得して必要なサービスを受けることを希望する方が多数いる中で、県が精神障がい者に限った費用助成を行うことについては公平性等の観点からも慎重な検討が必要であると考えている。</p>
<p>⑤社会福祉協議会事業の日常生活自立支援事業の必要費用を、全額助成か軽減すること。</p>	<p>日常生活自立支援事業については、国の制度として、生活保護受給世帯以外の方には利用料負担が生じることになっており、県として利用料の助成をすることは考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>⑥今年4月から「障害者差別解消法」による合理的配慮が民間事業者に義務づけられる。公共交通などの運賃割引を他の障がいと同様に適用するよう、強く事業者申し入れること。</p>	<p>公共交通事業者における障がいのある方への運賃等の割引については、各事業者の判断により対象範囲等を決定し実施されるものと認識している。</p> <p>令和元年には国土交通省より「障害者に対する公共交通機関の運賃割引等に関する協力について(依頼)」において、精神障がい者についても他の身体障がい者等を対象として実施している各種運賃割引等の適用の対象とするよう、各交通事業者に対して理解と協力を求めるよう依頼が行われている。</p> <p>また、令和元年6月議会において、鳥取県精神障害者家族会連合会から提出のあった陳情『精神障がい者の交通運賃割引制度の意見書の提出』が趣旨採択されたことを受け、県内公共交通事業者(鳥取県ハイヤータクシー協会、西日本旅客鉄道株式会社米子支社、智頭急行株式会社、若桜鉄道株式会社)に対し、精神障がい者についても他の障がい者等と同様の各種運賃割引の適用の対象とすることについて検討いただきたい旨の通知文書を、県障がい福祉課長より各公共交通事業者に手渡し、口頭でも依頼を行ったところであり、令和3年5月からは、若桜鉄道において精神障がい者についても他の障がい者等と同様の運賃割引が適用された。</p> <p>この点、現状においても精神障がい者とその他の障がい者との間で割引適用状況の差がみられるところであり、県としても令和4年12月から令和5年3月にかけて改めて、県内公共交通事業者に対し集中的に直接依頼に伺った。今後も、国の働きかけや交通事業者の状況等を確認しながら、県として引き続き交通事業者に対して理解と協力を求めていく。</p>
<p>⑦鳥取県附属機関の委員選出に年齢制限があり、高齢化している精神障害者家族会は、関わりが深いにもかかわらず、「人権尊重の社会づくり協議会」、「孤独・孤立を防ぐ温もりのある支え愛社会づくり審議会」に参加できないでいる。年齢制限を見直すか、県が言うように「個別具体的な事情に応じた制度運用」で、参加できるようにすること。</p>	<p>県の附属機関委員の任命にあたっては、できるだけ多くの方に意見を伺うため、一定の基準に沿って委員選任の手続きを行っている。附属機関の審議内容等に鑑み、県内に有識者が限られる場合など、委員就任もやむを得ないと判断できる場合以外には、基準に抵触する就任を認めない取扱いとしており、現時点では見直しを考えていない。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>【原発】</p> <p>○島根原発2号機の安全対策には、宍道断層39kmによる地震(M7.5)、日本海東縁部の津波(11.9m)、島根県沖の断層(津波8m)が反映されているとのことだが、宍道断層39km(M7.5)とF55断層(伯耆沖断層)(M8.1)とは連動しないとされてきた。しかし、能登半島地震では、志賀原発で想定されていた断層9.6kmを超えて未知の断層150kmが動いたとされ、また、日本海沖は断層調査に対する評価がされていないと聞く。県は、能登半島地震・津波を踏まえた、地震や津波のメカニズムの再調査・再検証、宍道断層とF55断層の連動の想定、日本海沖の断層の評価を行い、それらから想定される地震や津波の複合災害の影響を最大限反映した地域防災計画の改定、島根原発避難計画の改定を行い、中国電力に対しても原子力安全対策の見直しを求め、原子力規制委員会の対応待ちにならないようにすること。以上の対応がないままでは、原子力規制委員会の新規制基準に適合しても、安全性が担保されたとはいえないと考えるため、8月の島根原発2号機の再稼働は中止すること。</p>	<p>島根原発2号機の新規制基準適合性審査及び国の地震調査研究推進本部の評価では、宍道断層とF55断層は連動しないと評価されている。</p> <p>能登半島地震による新たな知見が得られた場合には規制に反映され、島根原発2号機にも適用(バックフィット)される。</p> <p>原子力災害対策指針の見直し状況も注視しながら、引き続き複合災害時における避難の更なる実効性向上に向けて県地域防災計画等を修正していく。</p>
<p>【淀江産廃処分場計画】</p> <p>○鳥取県環境管理事業センターが、淀江産廃処分場事業計画変更届出書を県に提出した。その中には、埋立地の地盤に粘土層(軟弱地盤)が存在する箇所があることが分かり、地盤を強化するという重大な内容が含まれているが、その粘土層の箇所がいくつあるのか、その説明がされていない。もっと詳しく十分に説明する必要がある。また、それ以外でも、遮水対策の強化、排水施設の50年に一度の大雨対応への見直し、浸出水調整槽の容量拡大、送水能力の増強、生活環境影響調査書の更新等が行われた根拠が十分説明されていない。しかし、住民説明会は1度しか開かれておらず、しかも大雪警報が発令され、参加できなかった住民もある。鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例に基づき、計画変更届出書が県に提出されたのであるなら、条例手続に沿って、住民への周知、また住民との意見交換、合意形成の努力を行うこと。それでも合意が得られない場合は、計画を中止すること。</p>	<p>(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」という。)から、鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例(以下「条例」という。)第21条第1項に基づき、事業計画変更届出書が県に提出された。</p> <p>センターは、詳細設計を行い、当初計画から安全性を向上させる目的で行う変更点について、条例に基づく手続きではないが、今年1月20日から28日にかけて関係自治会ごと及び農業者等を対象として自主的に説明会を実施されたものであると承知している。</p> <p>なお、事業計画変更届出書に係る条例上の取扱いについては、変更内容を確認の上、条例に基づき、適切に判断する。</p>
<p>【県の組織・管理体制】</p> <p>①鳥取県立美術館の担当は、教育・文化振興の観点から、知事部局ではなく、引き続き教育委員会の担当とすること。</p>	<p>平成31年に文化財行政を教育委員会から知事部局に移管し、文化財の学術的な価値や地域にとっての歴史的意義などを十分に踏まえた上で、関係部局が横断的に連携して、地域振興・観光などの視点から文化財を活用している。</p> <p>これらの成果も踏まえ、令和7年春の県立美術館の開館に向けて、引き続き教育委員会と連携しながら、令和6年度当初に美術館を知事部局に移管して、文化・芸術振興の一体化を図ることを予定している。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>②能登半島地震の復興を優先するためにも、莫大な経費がかかり、海外出展もわずかしかない大阪・関西万博は中止を求めること。よって、令和6年度予算で県が4億円以上もかける万博パビリオンや誘客の予算、県の関西本部への万博推進室設置はやめること。</p>	<p>2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）の誘致主体は国であり、政府等が社会情勢を踏まえ責任をもって適切に判断すべきものであることから、本県から中止を求めることは考えておらず、本県の関西パビリオンへの出展についても引き続き準備を進めていく。また、県の組織体制については、大阪で万博が開催されることや、より一層、情報発信や受地整備等を全庁体制で対応するため、政策戦略局関西本部に担当を設置することを予定している。</p>
<p>③羽田空港での航空機の衝突事故は、改めて空港の安全管理の重要性を問いかけるものとなった。鳥取県営鳥取空港の管理運営は、安全と安定運営、雇用の安定のためにも、効率化優先のPFI導入や公募は中止し、直営に戻すか、少なくとも指名指定とすること。</p>	<p>当然、空港の安全管理は重要であると認識していることから、鳥取砂丘コナン空港の第2期コンセッションは、「安全・安心な空港運営」と「空港を拠点とした賑わいの創出」を両輪として、効果的かつ効率的な空港運営と地域・観光振興を目指しているもので、運営権者を指名指定した第1期コンセッションよりも、この両輪をさらに充実させることを目的に、運営権者を広く公募の方法によって選定することとしている。</p> <p>この際、本県が必要な安全水準等を定めた要求水準を設定し、この水準以上の空港運営が可能な民間事業者を選定するとともに、実施段階ではモニタリング体制を構築し、安全・安心な空港運営を担保することとしている。</p> <p>したがって、県直営や指名管理の方法にすることは考えていない。</p>